資料１

電波監理審議会審議資料

令和８年１１月６日

電波法施行規則の一部を改正する省令案
（令和８年１１月６日　諮問第３４号）

［800MHz帯広帯域小電力無線システムの制度整備］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、後藤官、宮内官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省総合通信基盤局移動通信課
新世代移動通信システム推進室
（生天目課長補佐、渡邉係長）
電話：０３－５２５３－５８９６

諮問第３４号説明資料

電波法施行規則の一部を改正する省令案
（800MHz 帯広帯域小電力無線システムの制度整備）

１　諮問の概要

800MHz 帯広帯域小電力無線システムについて、技術基準の策定に向けた検討を行い、令和８年７月 30 日に技術基準等に係る省令等の改正を実施した。今般、本システムの携帯局を登録局として開設することを可能とするため、関係規定の整備を行う。

２　改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

・登録局の規定の整理【電波法施行規則第 17 条】

３　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（公布日の施行を予定）

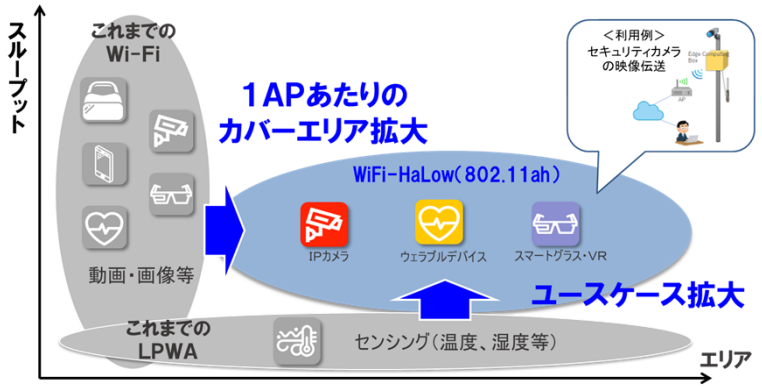
４　意見募集の結果

本件に係る行政手続法第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続について、令和８年９月 12 日（土）から同年 10 月 16 日（金）までの期間において実施したところ、10 件の意見提出があった。

800MHz帯広帯域小電力無線システムの概要

■ 背景・課題

- **IEEE 802.11ah規格（Wi-Fi HaLow）**は、LPWA(Low Power Wide Area – Network。低消費電力の遠距離通信)の無線システムよりも高速で、無線LANより広いサービスエリアが確保可能といった特徴を有しており、すでに**920MHz帯において主にIoTサービス向けの通信システムとして活用**されている。
- 一方、多様な小電力無線通信システムによる周波数の共用を図るため、**チャネル幅制限や送信時間に一定の制限（Duty比制限）**が設けられており、**実効通信速度が規格上の上限から大幅に低下**しており、急増する**映像伝送等のニーズに対応できていない**状況。



■ 800MHz帯広帯域小電力無線システムの特徴

親局（登録局）であるアクセスポイント（AP）と子局（特定小電力無線局）である端末での構成を基本とし、端末はAPの制御下で通信を行うとともに、端末間の通信は行わない。また、規格が有する高速性・広帯域性を発揮し、長距離、大容量の伝送ニーズに応えるため、800MHz帯では、**最大8MHz幅※1、送信出力上限を200mW※2とし、送信時間率（1時間あたりの総和制限）を撤廃**。

※1　令和11年6月からかつ送信出力20mW以下の場合
920MHz帯Wi-Fi HaLowでは、最大4MHz幅
※2　920MHz帯Wi-Fi HaLowでは、最大20mW

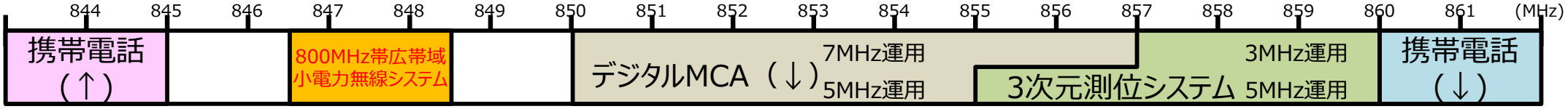
■ 今後の利用ニーズ

上記の特徴により、920MHz帯と比較して、以下のような利用ニーズへの対応が想定。

① **広帯域・高画質伝送**：高画質映像伝送による施設監視や防災、端末のソフトウェア更新、スマートホーム、ドローン、自動運転等
② **長距離通信**：携帯電話エリア外の山間部や農地、工場等での映像利用、センシング等（200mWの場合、通信エリアは20mWと比べて3倍）
③ **複数用途の柔軟な利用**：使用可能な帯域が増えることから、例えば広帯域で映像伝送を行うものと、狭帯域で大量のセンサを収容するものを帯域を分けて利用する等、複数用途を組み合わせた柔軟な利用が可能

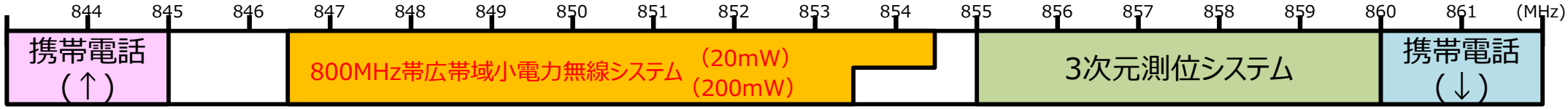
■ 周波数割当

〇デジタルMCA運用中（令和11年5月末まで）



デジタルMCAサービス終了

〇デジタルMCA終了後（令和11年6月から）



800MHz帯広帯域小電力無線システムの開設手続きに係る制度整備

制度整備の概要

- 800MHz帯広帯域小電力無線システムについて、令和８年３月の電波監理審議会の諮問・答申を受け、令和８年７月30日、電波法施行規則等を改正し、技術基準等を整備。
- 今般、本システムの携帯局（親局）について、情報通信審議会答申において「登録局制度により管理される条件下において利用を可能とする。」とされていることを踏まえ、**携帯局を登録局**として開設することを可能とするための制度整備を行う。

改正案

- 電波法施行規則第17条に規定する登録局の無線設備の規格に、800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局（親局）に係る規格を追加する。

（登録局の無線設備の規格）

第十七条　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

（一～十一の二　略）

十二　設備規則第四十九条の三十七に規定する技術基準

（※）意見募集に付した改正案では、電波法施行規則第17条第1項に追加する第十二号について、「設備規則第四十九条の三十七に規定する技術基準のうち携帯局に係るもの」としていたところ、提出意見を踏まえ改正案を修正した。

電波法施行規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方
（800MHz 帯広帯域小電力無線システムの制度整備）
意見募集期間：令和８年９月 12 日から同年 10 月 16 日まで

○提出意見数：10 件（法人・団体：６件、個人：２件、匿名：２件）
※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社　フルノシステムズ	本省令案に賛成いたします。 800MHz 帯広帯域小電力無線システムについては、これまで技術基準等の整備が進められてきたところ、 今回、登録局として運用するための規定が整備されることは、本システムの実用化及び普及に向けて必要かつ適切な措置であると考えます。 本システムの早期普及に向け、本省令案の速やかな制度化・施行を希望します。 また、IEEE 802.11ah を活用した本システムは、多数の無線局の設置が見込まれることから、将来的な普及拡大の段階においては、 登録手続が利用者及びシステム導入者の負担となり、普及の妨げとなる可能性があります。 つきましては、将来的に登録を要しない無線局として運用できる制度の実現可能性について、早期に検討を開始していただくよう要望いたします。	本案に対する賛同の御意見として承ります。 登録を不要とする等、将来的な制度の柔軟化に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
2	Ｍｏｒｓｅ　Ｍｉｃｒ	【意見の概要】 携帯局の登録局制度の早期制度化に賛成します。あわせ	本案に対する賛同の御意見と	無

	ｏ Ｐｔｙ Ｌｔｄ.	て、手続きのオンライン化・簡素化と、将来の制度見直しにおいて利用環境に応じた柔軟な運用とすることを要望します。 【意見及び理由】 １．早期の制度化と手続きの簡素化について 本システムは、長距離・低消費電力で映像等も伝送できる無線ＩｏＴとして、農業、防災、インフラ監視等での活用が期待されます。電波の有効利用と関連産業の発展のため、速やかな制度化と運用開始を希望します。また、普及には申請者の負担軽減が不可欠です。登録の事務手続きがオンラインで完結し、入力支援等により専門知識がなくても円滑に手続きできる仕組みの整備を要望します。 ２．将来の制度見直しにおける利用環境に応じた運用について 初期段階での現行案による円滑な運用開始を支持します。そのうえで、２０２９年６月以降の制度見直しにおいては、運用実績の状況を踏まえ、利用環境に応じた柔軟な制度とすることを要望します。 例えば、５ＧＨｚ帯無線ＬＡＮ（Ｗ５２）において屋外・上空利用に登録局制度が適用されている例も参考に、一定の技術的条件を満たす小電力・限定的な屋内利用については、手続きの簡素化（登録不要化を含む）を検討いただきたいと考えます。利用環境を区別せず一律に登録手続きを求めた場合、小規模な屋内利用であっても手続きが導入の心理的・実務的な障壁となり、割り当てられた周波数が十分に活用されない恐れがあります。さらに、諸外国では、米国、オーストラリアの制度のように、一定の技術基準・運用条件の下で個別の免許申請	して承ります。 一定の条件下における屋内利用の手続きの簡素化等、運用実績の状況を踏まえた将来的な制度の柔軟化及び申請手続の円滑化に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、登録申請については、既に電子申請により行うことが可能となっております。	

		を要しない制度が設けられているため、現時点で８０２．１１ａｈの機器が最も幅広く運用している市場の一つとなっています。日本独自の登録手続が海外の制度・運用慣行と異なる場合、国内向けの追加的な対応が必要となり、製品の導入・普及や国際展開の妨げとなる可能性があります。国際的な制度動向も踏まえ、利用環境や技術的条件に応じた合理的な制度設計を要望します。		
3	TOA 株式会社	【御意見】 本改正案に関し、以下のとおり意見を申し上げます。 １．800MHz 帯広帯域小電力無線システムの携帯局を登録局の対象とする本改正案に賛同いたします。 ２．将来、本システムの利用条件の見直しや更なる規制緩和や撤廃を検討される際には、5.2GHz 帯無線 LAN（いわゆる W52 帯）と同様に、「屋内では登録を必要とせず簡便に利用できる一方、屋外や上空で利用する場合には登録局制度による管理を求める」運用とすることが望ましいと考えます。 【上記の理由】 １について： 簡便な手続により登録を行い、速やかに運用を開始できる登録局制度の適用は、新たに割り当てられた本周波数帯の活用促進において有効な方策であると考えます。 ２について： 本システムは空中線電力 200mW までの運用が可能であることから、屋外において多数の親局が近接して設置された場合に混信が生じやすくなることを懸念しております。 仮に、2.4GHz 帯無線 LAN のように、登録を要さず利用場所等の制約なく使用できる状態となった場合、混信の	本案に対する賛同の御意見として承ります。 一定の条件下における屋内利用の手続きの簡素化等、運用実績の状況を踏まえた将来的な制度の在り方に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		増加により、結果として利用しにくい周波数帯となるおそれがあると考えます。 利用環境に応じた上記の運用とすることで、本周波数帯の自由度の高い活用を促進しつつ、混信のおそれが高い環境では適切な管理を確保することが可能になると考えます。 今後の制度検討の際にご考慮いただきますよう、お願い申し上げます。		
4	一般社団法人ビジネス・アクションクラブ ICT ビジネス研究会	本改正に賛成します。一般社団法人ビジネス・アクション・クラブは、企業・大学・自治体・地域等をつなぎ、技術やアイデアの発掘、実証、事業化、販路開拓までを支援する立場から、本制度を単に新しい無線設備を利用可能にする制度にとどめず、地域課題を新たな事業につなげる通信基盤として運用することが重要と考えます。 800MHz 帯広帯域小電力無線システムについて、農林水産、物流、工場・施設管理、防災、観光等の地域課題に対する IoT 活用を、中小企業・スタートアップ、自治体、大学等が共同で実証し、社会実装へ進めやすい環境を整備していただきたいと考えます。 制度施行後は、登録局制度を初めて利用する事業者にも分かりやすいよう、(1)登録手続、(2)既存無線局との共用・混信回避、(3)設備選定・設置・運用上の留意事項、(4)実証から本格運用へ移行する際の手続を、具体的なユースケースや標準的な導入例とともに一体的に示していただきたいです。また、導入事例や運用上の課題を蓄積・共有し、地域課題の発見→実証（PoC）→事業化→他地域への横展開まで進みやすい環境としていただきたいと考えます。安全な共用を前提に、制度対応のコ	本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、登録手続について御不明な点がある場合は、当該地域を管轄する総合通信局等において御相談を受け付けております。800MHz 帯広帯域小電力無線システムの社会実装に向けては、令和８年度地域社会 DX 推進パッケージ事業において支援を行っているところであり、デジタル実装の好事例を創出するとともに、効果的・効率的な情報発信・共有等を実施することで、全国における早期実用化を促進してまいります。	無

		ストや不明確さが小規模事業者の参入障壁にならない運用を希望します。		
5	株式会社　村田製作所	800MHz 帯広帯域小電力無線システムの携帯局について、登録局制度の利用を可能とする今回の改正案に賛同します。 本改正による無線設備の導入・運用に係る手続の簡素化を通じて、円滑な利用開始及び本システムの普及促進につながることを期待します。 また、本システム（IEEE 802.11ah）のさらなる普及に向けては、機器メーカー及び利用者が、多様な用途や設置環境において円滑に製品・サービスを導入できる制度環境が重要であると考えます。既存の免許・登録を要しない無線システムの利用環境や、他の周波数帯における制度運用・利用状況も踏まえ、導入・運用に係る手続を可能な限り簡素なものとすることは、本システムの利用拡大及び周波数の有効利用に加え、Duty 制限のない運用等の特長を活かした IoT 用途を含む新たなユースケースの創出や社会実装の促進にも寄与するものと考えます。 今後、本改正後の利用状況や運用実績等を踏まえ、国際的な制度動向も参考にしつつ、利用者のさらなる手続負担軽減に向けた制度のあり方について継続的にご検討いただくことを期待します。特に、令和 11 年に予定されているデジタル MCA 陸上移動通信システムのサービス終了時期を一つの節目として、登録局制度の必要性や運用方法について改めて検証し、その時点における利用状況や技術動向等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しをご検討いただくことを希望します。	本案に対する賛同の御意見として承ります。 運用実績の状況を踏まえた将来的な制度の柔軟化に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
6	802.11ah 推進協議会	一般社団法人 802.11ah 推進協議会（AHPC）は、800MHz	本案に対する賛同の御意見と	有

	(AHPC)	帯広帯域小電力無線システムについて、令和8年内に制度整備を行う方針を高く評価し、賛同します。 Wi-Fi HaLowは、農業、社会インフラ、物流、防災等において、従来のWi-Fiでは届きにくかった場所を接続する手段として期待されており、800MHz帯の活用は本格的な社会実装、商用利用を進める上で重要です。 制度整備に当たっては、デジタルMCAのサービス終了を待つことなく、共用可能な周波数から段階的に利用できる環境を整備するとともに、将来に向けて十分な周波数幅、送信電力、送信時間率等、実際の商用利用が成立する条件を確保することを要望します。 また、現用の920MHz帯20mW局からのシームレスな移行を考慮して非登録局とすることが利用者にとって望ましく、実際の干渉リスクや利用者負担のバランスを踏まえ、その必要性を継続的に検討することを要望します。 特に利用状況の把握を目的とする場合には、すべての親局を登録対象とする方法以外の、より簡素な手段についても検討をお願いします。 制度化後は確実に「利用できる周波数」を「実際に使われる周波数」へつなげることが重要です。 AHPCとしても、実フィールドでの検証や技術データの提供を通じて、今後の社会実装と制度検討に協力してまいります。 ちなみ省令案の条文において、現行の無線設備規則第49条の37を指しているのであれば、	して承ります。 デジタル MCA 陸上移動通信システムとの共用については、同システムのサービス終了を待たずに、周波数の範囲を846.5MHz以上848.5MHz以下に制限する等、既に制度整備を行っております。 運用実績の状況を踏まえた将来的な制度の柔軟化に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 条文については、御意見を踏まえ、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第17条第12号において、「設備規則第四十九条の三十七に規定する技術基準」に修正いたします。	

		同条は、800MHz 帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備に係る技術基準であるため、 さらに条文で「のうち携帯局に係るもの」と規定する必要はないと考えます。		
7	個人	800MHz 帯広帯域小電力無線システムの制度整備について、制度化による利便性の向上は理解しますが、以下の点について十分な検討を求めます。 1 既存の無線システムとの共存について、新たなシステムの導入によって既存システムの通信品質や安定性に影響が生じないことを十分に検証してください。 2 混信や電波干渉について、理論上の計算だけでなく、複数の機器が近接して同時使用される実際の環境を想定した実証試験を行い、その結果を公表してください。 3 利用機器が将来大幅に増加した場合でも、通信品質や周波数利用に問題が生じないか検証してください。 4 災害時や緊急時には通信機器が集中して使用される可能性があるため、停電や通信混雑等を想定した信頼性の検証を求めます。 5 電波干渉が発生した場合の原因調査、測定、改善措置、相談窓口及び責任の所在を明確にしてください。 6 周波数、空中線電力、占有周波数帯幅等の技術条件について、その数値を設定した技術的根拠を可能な限り公表してください。 7 制度化の判断に用いた実証試験、シミュレーション及び干渉検証の概要と結果を公表し、国民が安全性を確認できるようにしてください。 8 制度開始後も一定期間、利用状況や電波干渉の発生状況を監視し、問題が確認された場合には技術基準や運用方法を見直す仕組みを設けてください。 9 電波干渉や通信障害が一定程度発生した場合に、どの	御指摘の技術的な観点等については、基本的に、情報通信審議会　情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において検討が行われ、技術的条件について一部答申を得ており、これを踏まえ、制度整備を行っているところです。 今後の運用実績等の状況を踏まえ、必要に応じ適切に見直してまいります。	無

		ような基準で制度を見直すのかをあらかじめ明確にしてください。 10 パブリックコメントで提出された重要な意見については、反映したか否かだけでなく、その検討内容と理由を具体的に公表してください。 新制度そのものを否定するものではありませんが、既存システムとの共存、混信防止、安全性、災害時の信頼性及び将来の利用者増加を十分に考慮した上で制度整備を進めることを要望します。		
8	個人	追加的な制度整備の具体的内容を、概要資料に明示してください。令和 8 年 7 月 30 日の改正で技術基準を策定した上で、今回さらに電波法施行規則を改正する旨が記載されていますが、どのような規定を追加・変更するのか(周波数の使用条件、空中線電力、他システムとの共用条件、免許手続き等)が概要から分かりません。 800MHz 帯は既存の移動通信等との共用が想定される帯域であるため、追加整備の内容と既存無線局への影響評価の有無を示さないと、干渉の可能性や利用条件を評価できません。改正箇所の概要を資料に追加してください。	本改正案は、800MHz 帯広帯域小電力無線システムの携帯局を登録局として開設することを可能とするための規定を整備するものであり、改正内容は意見募集時に別紙２として公表しております。 また、周波数、空中線電力、他の無線システムとの共用条件等の技術基準は、情報通信審議会の答申を踏まえ、令和８年７月 30 日の省令等の改正により整備されております。	無
9	匿名	【現制度の問題点】 登録局制度で移動体（ロボット農機、ドローン）を使用する場合、移動する圃場ごとに個別登録が必要という理解では、実用性に問題があります。複数拠点またがる営農を行っており、移動先ごとに登録手続きを行うことは現実的ではありません。	登録局制度は包括登録が可能であり、移動範囲についても、利用形態に応じて市町村単位や複数の市町村にまたがる範囲で登録することも可能です。	無

		【要望】 1)ロボットトラクター、ドローンなど移動体については、市町村単位での登録制度の導入 2)複数市町村にまたがる農業法人が、統一的に登録できる仕組みの構築 3)移動体の登録更新手続きの簡素化（年1回程度の一括更新） 4)移動体の位置情報・運用状況の管理方法の明確化 上記の改善がなされれば、安全かつ効率的な運用が実現でき、スマート農業の展開が加速します。制度設計段階での市町村単位登録の導入を強く要望いたします。		
10	匿名	在外投票書類の電子化は、現代において紙の節約や心身の不自由な人でも参加できるメリットがあると思います。その分、昨今の天候を鑑みるとある日の災害でデータが損失してしまうのではと懸念しています。また、電子によるIP管理は出来ても筆跡等は一律書式が決まってしまうため、簡単に改ざんがされてしまうかもしれないという不安があります。それらに対しての具体的対策の提示をお願いいたします。	いただいた御意見につきましては、本意見募集の対象外です。	無

参照条文

【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十四（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項

（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二～五　（略）

２　（略）

【委任元条項関係】

○電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

※電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部改正

（登録）⇒電波法施行規則第 17 条

第二十七条の二十一　電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

写

（公印・契印省略）

諮 問 第 ３４ 号
令和８年 11 月６日

電波監理審議会
会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　藤井　比早之

諮　問　書

電波法（昭和25年法律第131号）第27条の21第１項の規定による省令委任事項を定めるため、電波法施行規則の一部を改正することとしたい。

ついては、同法第99条の11第１項第１号の規定に基づき、別紙により諮問する。

別紙

○総務省令第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十一第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（必要的諮問事項はゴシック体）

改正後	改正前
（登録局の無線設備の規格） 第十七条　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。 ［一～十一の二　略］ 十二　設備規則第四十九条の三十七に規定する技術基準 十三　［略］	（登録局の無線設備の規格） 第十七条　［同上］ ［一～十一の二　同上］ ［新設］ 十二　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二頁

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

資料２

電波監理審議会審議資料

令和８年１１月６日

放送政策に関する主な課題の取組状況
（令和８年１１月６日）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、後藤官、宮内官）

電話：０３－５２５３－５８２９

報告内容について

当面の放送インフラの維持方策

総務省情報流通行政局放送施設整備促進課

（小林課長補佐、新納課長補佐）

電話：０３－５２５３－５７３７

同一放送対象地域内の地上テレビ２局までの
兼営・支配の解禁

総務省情報流通行政局放送政策課

（小川統括補佐、高鍋係長、安川官）

電話：０３－５２５３－５７７７

放送事業者のガバナンス確保に関する取組の
フォローアップ

総務省情報流通行政局放送業務課

（山崎課長補佐、中嶋係長、半田主査、田村官）

電話：０３－５２５３－５７９１

情報通信審議会情報通信政策部会放送政策委員会

総務省情報流通行政局放送政策課

（菅原課長補佐、斉藤係長、藤原官）

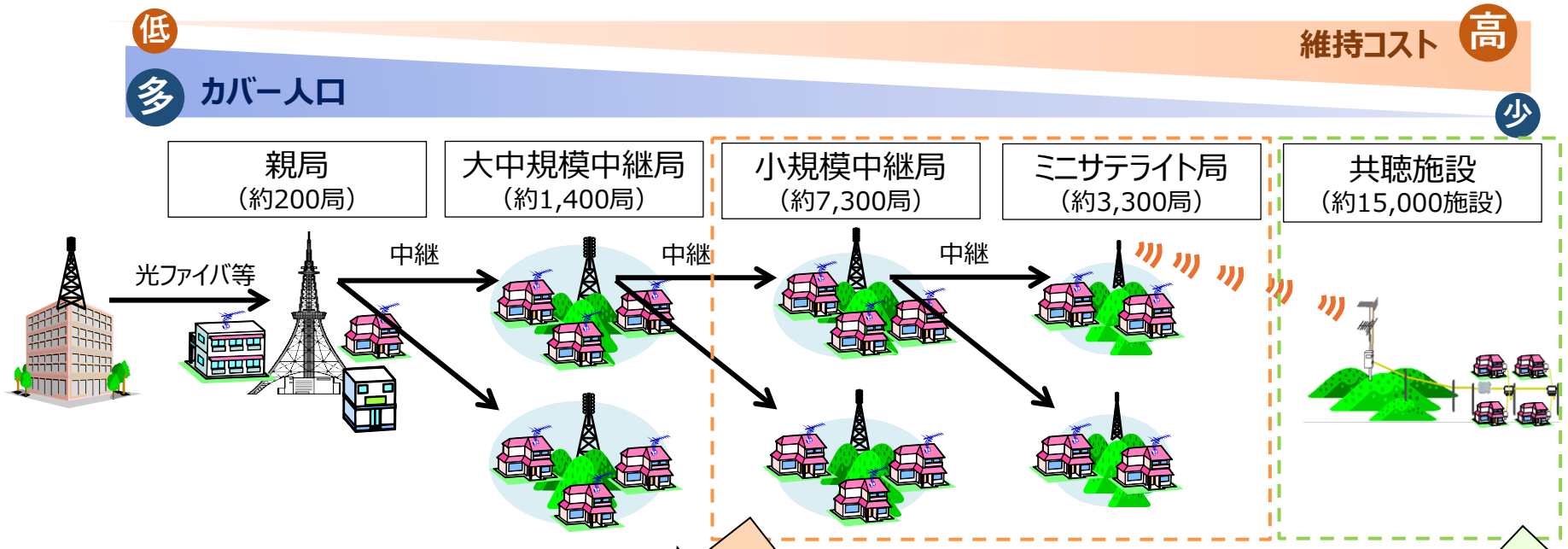
電話：０３－５２５３－５７７７

電波監理審議会（第1163回）
報告資料

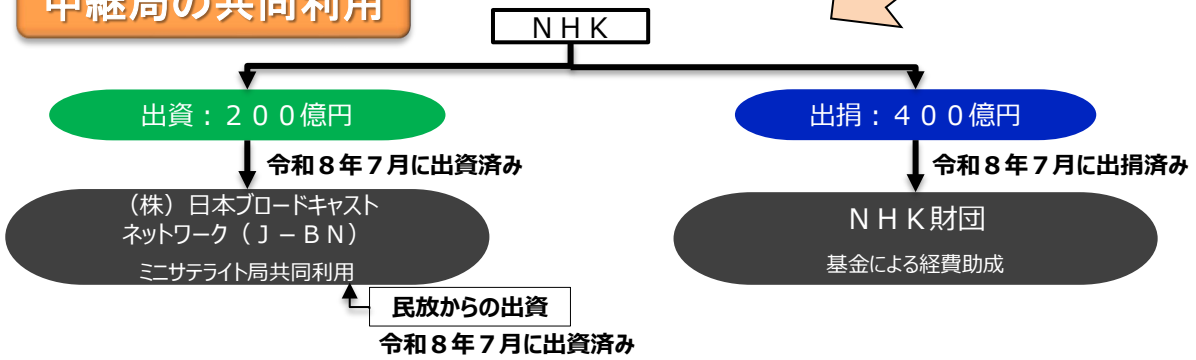
放送政策に関する主な課題の取組状況

令　和　８　年　１　１　月
総務省情報流通行政局

当面の放送インフラの維持方策



中継局の共同利用



- 全国のミニサテライト局560局の保有・管理業務
- 当該局の地上基幹放送事業者への提供

※ JBNと各放送事業者の利用契約等を経て、令和10年度の事業開始を予定。

- 中継局の共同整備への助成
- 将来の放送ネットワーク維持に向けた取組（ブロードバンド等代替の実現に向けた取組等）への助成

※ 令和８年10月より、中継局共同整備に関する助成申請受付を開始。

共聴施設の更新・維持

高度化支援事業

- 辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助

相談支援窓口

- 相談支援窓口の開設（令和6年9月～）
- 現地調査・計画策定支援（技術的支援）を開始（令和8年4月～）

【令和9年度要求額　14．2億円の内数】

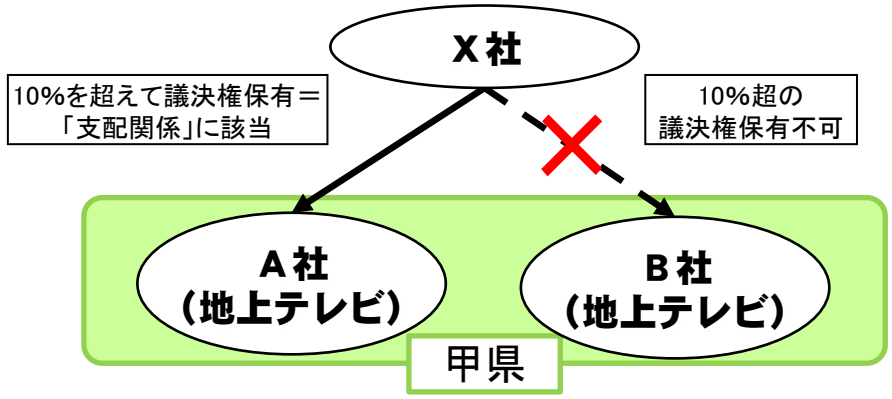
同一放送対象地域内の地上テレビ２局までの兼営・支配の解禁

- 地域における放送事業者の経営の選択肢の拡大のため、地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において広域放送を除き２局まで兼営・支配を可能とする省令改正を実施（９月28日施行）。
- ２局まで兼営・支配を可能にすることで、
 - 組織や拠点の共通化によるコスト削減
 - 効率化により得られたリソースをコンテンツ製作や新たなビジネス展開に活用
 - 柔軟な番組編成による魅力あるコンテンツ製作

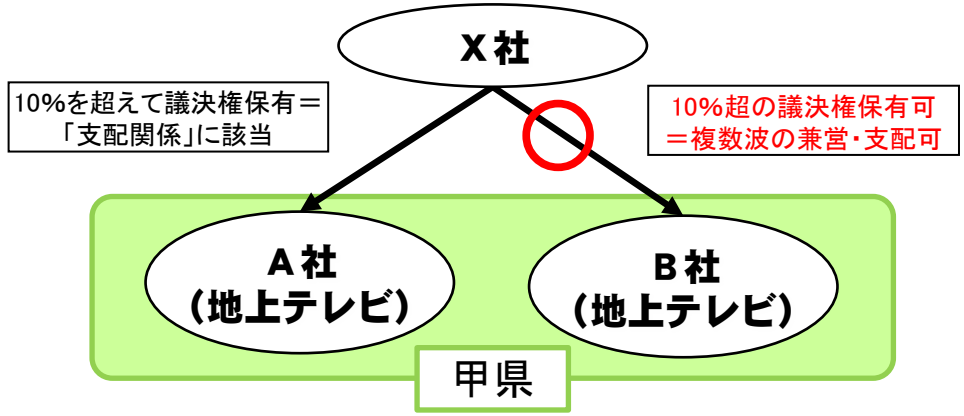
 といった観点から、放送事業者の経営基盤強化や自社製作コンテンツの増加による地域情報の確保に資することが期待される。

緩和のイメージ

■改正前（同一県内におけるテレビ複数波の兼営・支配不可）



■改正後



放送事業者のガバナンス確保に関する取組のフォローアップ

- 本年１月に日本民間放送連盟（民放連）が制定した「民間放送ガバナンス指針」において、放送事業者のガバナンス確保に関する基本理念及び基本原則を定めたうえで、民放連の会員社が当該指針の適用状況を自主的に点検し、毎年度１回公表するとともに、民放連が各社の開示状況を集約して公表する旨を規定。
- 当該規定に基づき、民放連は、会員社の取組状況を10月20日に公表したところ。
- 今後、総務省にて開催する、「放送事業者におけるガバナンス確保の推進に関する円卓会議」において、放送事業者の取組状況について、フォローアップを行う予定。

「民間放送ガバナンス指針」基本原則

1	2	3	4	5
公共性の発揮	**人権尊重の徹底**	**法令や社会規範の遵守**	**透明性の向上**	**適切な経営体制の確立**
電波を預かる自覚と地域社会への貢献	事業活動全般での人権尊重と社内体制の継続的改善	高い倫理観と職業意識に基づく公正で透明な事業活動	経営情報の積極的な開示とステークホルダーとの対話	取締役会による監督と社外役員の役割

開示内容の例（キー局）

公共性の発揮 （日本テレビ）	企業理念・経営ビジョン、番組編成指針・番組基準、取材・放送規範、災害報道、地域住民の知る権利に応える報道、字幕放送等への取組等を公表
人権尊重の徹底 （テレビ朝日）	人権尊重に関する方針・ガイドライン等の公表、相談窓口の設置状況、研修の状況、取締役会での議論の状況等を公表
法令や社会規範の遵守 （TBSテレビ）	コンプライアンスに関する規定、担当組織・体制、内部通報制度の整備状況等の公表
透明性の向上 （テレビ東京）	適切な経営情報開示の方針、番組審議会の体制、視聴者からの意見の対応方法等を公表
適切な経営体制の確立 （フジテレビ）	取締役会の構成・出席状況、人権尊重・コンプライアンス遵守、ガバナンス徹底に関する取締役会の役割や責任、重大な事案が発生したときの対応方法等を公表

（出典）民放連及びキー局資料

情報通信審議会　情報通信政策部会　放送政策委員会

- 多様化する情報空間の中での放送の価値・役割を明らかにした上で、放送事業の成長と持続可能性を確保していく総合的な方策を検討するため、今後の放送事業の在り方について情報通信審議会に諮問。
- 新たな委員会として「放送政策委員会」（主査：宍戸　常寿　東京大学大学院法学政治学研究科 教授、主査代理：山本　龍彦　慶應義塾大学大学院法務研究科 教授）を設置。

主な検討事項

（１）情報空間が多様化していく中での放送の価値・役割

（２）今後の放送サービス・産業の在り方

（３）今後の放送インフラの整備・維持の在り方

（４）公共放送（ＮＨＫ）の位置付け・役割

（５）その他必要と考えられる事項

① 年度内に一定の方向を取りまとめるべき課題	② ①と並行して検討すべき課題
■「放送」の視聴環境確保のための柔軟な対応	
○地域情報の発信を担うローカル局を含めた系列ネットワーク全体に対するキー局（認定放送持株会社）の役割 ○地上波放送の視聴環境確保のためのインフラの在り方（辺地共聴施設の老朽化への対応等） ○衛星放送の在り方	○放送設備の在り方（マスター設備の集約化・クラウド化、サイバーセキュリティ確保、技術人材の確保等）
■「放送」の価値・役割のインターネット空間への浸透	
○視聴データの利活用促進（短期）	○プロミネンス等の利用環境整備 ○視聴データの利活用促進（中長期） ○放送コンテンツのインターネット配信の推進

今後の「放送」の方向性

✓「放送」の価値・役割は、取材・編集に裏打ちされた信頼性の高い情報を国民・視聴者に提供し、インフォメーション・ヘルス確保や国民・視聴者の包摂・形成、相互理解の促進に寄与すること。

✓「放送事業の維持」から脱却し、「国民・視聴者による価値享受」を中心に据えた考え方に転換する。

- 既存メディアの中での事業者間競争（市場シェアの奪い合い）から、「放送」の価値を業界全体として最大化へ。
- 「放送」の価値の中核であるコンテンツの質向上のために最大限の投資を行う。
- 放送インフラの構築・運用は、協調領域として連携してコスト負担を軽減。技術革新やニーズに即した合理的な品質を確保しつつ、従来の放送波・オンプレ重視の考え方から、ネット配信やクラウド等の他の手段も柔軟に組み合わせて視聴機会を最大化する考え方に転換。
- NHK・民放キー局は、地域情報発信を行うローカル局を含めた放送全体の発展に貢献する役割を担う。

資料３

電波監理審議会審議資料

令和８年１１月６日

有効利用評価部会の活動状況
（令和８年１１月６日）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、後藤官、宮内官）
電話：０３－５２５３－５８２９
報告内容について
総務省総合通信基盤局局総務課
（柏崎課長補佐、井上係長、岩波主査）
電話：０３－５２５３－５９８８

有効利用評価部会の活動状況について

電波監理審議会（第1163回）
報告資料

有効利用評価部会（第64回）会合

１ 日　　時 ： 令和８年10月22日（木）10時00分～12時00分
２ 場　　所 ： Webによる開催
３ 出 席 者 ： 西村 暢史(部会長)、笹瀬 巌(部会長代理)、池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、山本　裕子
４ 主な概要 ： (1) 令和９年度電波の利用状況調査（714MHz超・公共業務用）に係る調査方針（案）について、総務省から報告があった。
(2) 令和８年度ヒアリング項目案（定量評価）について、議論を行った。

今後の当面の予定

総務省から報告のあった令和８年度電波の利用状況調査（携帯電話・全国BWA等）及び11月実施予定の免許人ヒアリングを元に、評価結果（案）の取りまとめを行う予定。